

# 山梨県公報

第千二百四十三号

平成十三年

十一月十五日

木曜日

## 目次

個人情報保護のために必要な措置を講ずべき県の出資法人の一部改正…………… 六〇七

**教育委員会**

山梨県公立高等学校及び山梨県立特殊教育諸学校入学者募集定員…………… 六〇七

**公安委員会**

遊技機の型式の検定…………… 六一〇

## 告示

**山梨県告示第四百九十七号**

個人情報保護のために必要な措置を講ずべき県の出資法人(平成五年山梨県告示第  
三百八十九号の三)の一部を次のように改正する。

平成十三年十一月十五日

山梨県知事 天 野 建

「社団法人山梨県農業後継者育成基金協会  
財団法人山梨県林業公社」  
を「財団法人山梨県林業公社」に改める。

## 教育委員会

山梨県公立高等学校及び山梨県立特殊教育諸学校入学者募集定員

平成十四年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特殊教育諸学校の入学者募集定員を次  
のとおり定める。

平成十三年十一月十五日

山梨県教育委員会

委員長 花 輪 定 徳

平成十四年度山梨県公立高等学校等入学者募集定員  
(全日制課程)

学区名	学校名	学科(コース)名		定員	計
		外	内		
日野春	北杜	普通科		一一四	
全 県	北杜	理数		三五	
		総合学		一六〇	一六〇
全 県	北杜	普通科		二六六	
		文理		一四	二八〇
全 県	北杜	普通科		四〇	
		文理		一八五	二二五
全 県	甲府第一	普通科		二四〇	
		普通科		二八〇	五二〇
全 県	甲府第一	普通科		二八〇	
		普通科		二八〇	五六〇
全 県	甲府南	普通科		二八〇	
		普通科		二八〇	五六〇
全 県	甲府東	普通科		二八〇	
		普通科		二八〇	五六〇
全 県	甲府昭	普通科		二八〇	
		普通科		二八〇	五六〇
全 県	計	普通科		一、〇二六	
		普通科		一、〇八〇	二、一〇六
全 県	甲府第一	英語		四〇	
		英語		四〇	八〇
全 県	甲府南	理数		四〇	
		理数		四〇	八〇
全 県	甲府西	普通科		二八〇	
		普通科		二八〇	五六〇
全 県	甲府城西	総合学		三三〇	
		総合学		三三〇	六六〇
全 県	甲府西	機械		七〇	
		機械		七〇	一四〇
全 県	甲府西	電気		七〇	
		電気		七〇	一四〇
全 県	甲府西	土木		四〇	
		土木		四〇	八〇
全 県	甲府工業	建築		四〇	
		建築		四〇	八〇
		計		二、一〇六	二、一〇六

石和	全県	身延	全県					全県	市川	全県	小笠原			全県								
石和	身延	身延	峡南					市川	市川	増穂商業	計	白根	巨摩	農林								
普通科	理数科	普通科	情報ビジネス科	土木科	インテリアコース	建築コース	建築インテリア科	電子機械科	英語科	普通科	情報処理科	商業科	普通科	うち国際文通コース科	うち理数通コース科	食品科学科	造園緑地科	環境土木科	森林科学科	システム園芸科		
外																					内	外
八	一五二	三〇	六	一四	三〇	三〇	一五	一五	三〇	四〇	八	一五二	七〇	七〇	二四	四五六	二四〇	二四〇	三三	三〇	三〇	三五
(四)	(一)	(三)	(一)	(三)	(一)	(三)	(一)	(一)	(二)	(四)	(四)	(二)	(六)	(六)	(五)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)		
一六〇	三〇	二一〇	三〇	九〇	四〇	一六〇	一四〇	四八〇	二四〇	二四〇	一六〇	二四〇	二四〇	一六〇								

全県		全県		上野原		全県		全県		全県		東山梨		全県					全県				
谷村工業		上野原		上野原		都留		塩山		日川		計		塩山		山梨		山梨園芸					石和
建設科	デザインコース	環境化学コース	化学・デザイン科	電子情報科	機械システム科	理数科	普通科	普通科	国際経済科	情報システム科	商業科	普通科	普通科	うち英語通コース科	うち英語総合コース科	食品化学科	農業土木科	園芸経済コース	生物工学コース	園芸科	園芸科	国際教養科	
																							外
(一)	一五	二〇	(一)	(一)	(一)	(一)	(七)	(一)	(一)	(一)	(八)	(八)	(二)	四〇九	(二)	(五)	(二)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
三五	一五	二〇	三〇	三五	三〇	八	一五二	二八〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二	三三五	三三五	三〇	三〇	一五	一五	三〇	三〇	三五	
(四)	(一)	(四)	(七)	(三)	(八)	(二)	(五)	(六)	(四)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)		
一三五	三〇	一六〇	二八〇	九〇	三三〇	四三〇	一九五	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇		

甲 学 校 名	普 通 科 名	定 員	計	全国募集																			
				合 計	全 県	全 県			全 県			全 県			吉 田		全 県	都 留					
甲 陵	普 通 科	四〇	四〇			甲 陵	大月短期大学附属	甲府商業	国際商業	情報処理	商業	商業	情報技術	電子機械	電子	理数	吉田	吉田	吉田	吉田	計		
				(二〇三)	(二〇三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(四)	(二)	(三)	(一)	(一)	(一)	(一)			富士河口湖	吉田	桂	桂	
				七六〇	九〇	二〇	二〇	一〇五	三〇	一六〇	八〇	一〇五	三〇	三〇	三〇	四〇	三〇	五七〇	うち英語通コース	普通	文理	普通	
				七〇	九〇	九〇	九〇	一〇五	三〇	一六〇	八〇	一〇五	三〇	三〇	三〇	四〇	三〇	五七〇	(七二八〇)	(七二八〇)	(八)	(二)	(五)
				六〇〇	九〇	九〇	九〇	一〇五	三〇	一六〇	八〇	一〇五	三〇	三〇	三〇	四〇	三〇	五七〇	(一五)	(八)	(一)	(二)	
				二〇〇	九〇	九〇	九〇	一〇五	三〇	一六〇	八〇	一〇五	三〇	三〇	三〇	四〇	三〇	五七〇	(七)	(八)	(一)	(二)	
				二〇〇	九〇	九〇	九〇	一〇五	三〇	一六〇	八〇	一〇五	三〇	三〇	三〇	四〇	三〇	五七〇	(二八〇)	(二八〇)	(二)	(二)	
				二〇〇	九〇	九〇	九〇	一〇五	三〇	一六〇	八〇	一〇五	三〇	三〇	三〇	四〇	三〇	五七〇	(二八〇)	(二八〇)	(一)	(二)	
				二〇〇	九〇	九〇	九〇	一〇五	三〇	一六〇	八〇	一〇五	三〇	三〇	三〇	四〇	三〇	五七〇	(二八〇)	(二八〇)	(一)	(二)	
				二〇〇	九〇	九〇	九〇	一〇五	三〇	一六〇	八〇	一〇五	三〇	三〇	三〇	四〇	三〇	五七〇	(二八〇)	(二八〇)	(一)	(二)	
				二〇〇	九〇	九〇	九〇	一〇五	三〇	一六〇	八〇	一〇五	三〇	三〇	三〇	四〇	三〇	五七〇	(二八〇)	(二八〇)	(一)	(二)	

全 日 制 合 計	(二〇三)
	七、七〇〇

(注) 一 普通科の「内」は学区内、「外」は学区外を示す。

二 定員欄及び計欄の( )は、学級数を示す。

三 定員欄の「」は、普通科のコースの学級数及び定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。

四 葎崎工業は、全科を一括して募集

五 「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。

(定時制課程)

定 時 制 合 計	中 央		吉 田			谷 村 工 業			都 留			山 梨			巨 摩			甲 府 工 業			葎 崎	学 校 名	学 科 名	定 員	計	
	夜	昼	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜					学 科 名

(注) 定員欄及び計欄の( )は、学級数を示す。

(通信制課程)

学 校 名	学 科 名	定 員	計
中 央	普 通 科	一〇〇	二〇〇
	衛 生 看 護 科	一〇〇	

(専攻科)

学 校 名	学 科 名	定 員	計
甲 府 工 業	建 築 科	(一) 三〇	(一) 三〇

(注) 定員欄及び計欄の( )は、学級数を示す。  
(特殊教育諸学校)

学 校 名	部	学 科 名	定 員
ろ う	幼 稚 部	普 通 科	若 干 名
		普 通 科 (重 複 障 害)	八
	高 等 部	普 通 科	若 干 名
		普 通 科 (重 複 障 害)	八
	甲 府 養 護	普 通 科	八
		普 通 科 (重 複 障 害)	若 干 名
	あ げ ば の 養 護	普 通 科	八
		普 通 科 (重 複 障 害)	若 干 名
	わ か ば 養 護	普 通 科	三三
		普 通 科 (重 複 障 害)	若 干 名
	高 等 部	普 通 科	一六

公安委員会

やまびこ養護	高等部	普通科(重複障害)	若干名
ふじざくら養護	高等部	普通科(重複障害)	若干名
かえで養護	高等部	普通科(重複障害)	若干名

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年十一月十四日までとする。  
平成十三年十一月十五日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	検定番号
高砂電器産業株式会社 代表取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	遊技機の種類及び区分 ギガゾー 型式名 製造業者名又は輸入者名	一四〇四一六
アルゼ株式会社 代表取締役 岡田和生 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第一)	一四〇四一八
アルゼ株式会社 代表取締役 岡田和生 東京都江東区有明三丁目一番番	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第一)	一四〇四一九

地二五

株式会社三洋物産 代表取締役  
金沢要求  
愛知県名古屋市千種区今池三丁目九番二一號

五)  
ぱちんこ遊技  
機則第六条第一号イ(別表  
第一種特別電  
動役物

C R 今夜  
は最高M  
5

株式会社  
三洋物産

一〇〇〇五四

株式会社三洋物産 代表取締役  
金沢要求  
愛知県名古屋市千種区今池三丁目九番二一號

ぱちんこ遊技  
機則第六条第一号イ(別表  
第一種特別電  
動役物

C R 新今  
夜は最高  
M 5

株式会社  
三洋物産

一〇〇二九二

株式会社三洋物産 代表取締役  
金沢要求  
愛知県名古屋市千種区今池三丁目九番二一號

ぱちんこ遊技  
機則第六条第一号イ(別表  
第一種特別電  
動役物

C R 今夜  
は最高L  
7

株式会社  
三洋物産

一〇〇一八五

株式会社三洋物産 代表取締役  
金沢要求  
愛知県名古屋市千種区今池三丁目九番二一號

ぱちんこ遊技  
機則第六条第一号イ(別表  
第一種特別電  
動役物

C R 新今  
夜は最高  
L 8

株式会社  
三洋物産

一〇〇四四五

株式会社ニユーギン 代表取締役  
新井悠司  
愛知県名古屋市千種区烏森町三丁目五六番地

ぱちんこ遊技  
機則第六条第一号イ(別表  
第一種特別電  
動役物

C R 筋肉  
番付J

株式会社  
ニユーギン

一〇〇四六四

株式会社サンセイアールアンドエー 代表取締役  
杉島紀志男  
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一―番一三號

ぱちんこ遊技  
機則第六条第一号イ(別表  
第一種特別電  
動役物

C R あつ  
いぜ!  
おやしF  
T

株式会社  
サンセイ  
アール  
アンド  
エイ

一〇〇四六三

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番